

事前評価調書

| I 事業概要 | | |
|---|--|--|
| 事業名 | 治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上）） | |
| 地区名 | 豊田市下山田代町横畑 | |
| 事業箇所 | 豊田市下山田代町横畑 | |
| 事業のあらまし | 既設治山施設の機能向上を図ることにより山地災害を防止する。 | |
| 事業目標 | 【達成（主要）目標】 法枠工を既設治山施設の上部法面に施工することで、山腹崩壊による人家への被害防止を図る。 | |
| 事業費 | 事業費 | |
| | 内訳 7百万円 ■工事費 7百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円 | |
| 事業期間 | 採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度 | |
| 事業内容 | 法枠工 200 m ² を設置する。 | |
| II 評価 | | |
| ①事業の必要性 | 1) 必要性 | 当該地域では、既設土留工により山腹荒廃地の復旧がなされたが、上部法面の荒廃が進み山地災害の発生が危惧されている。地元からの要望も強いので、治山事業の実施が必要である。 |
| | 判定 | A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。 |
| ②事業の実効性 | 1) 事業計画 | 平成27年度に工事を7百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は7百万円の予定である。 |
| | 2) 地元の合意形成 | 合意済み |
| | 判定 | A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。 |
| III 対応方針 | | |
| 妥当 | 事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。 | |
| IV 事後評価実施の有無と主な評価内容 | | |
| ■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 治山施設の整備状況 | | |